

資料編

1. 住生活基本法（平成 23 年 8 月 30 日改正）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「住生活基本計画」とは、第 15 条第 1 項に規定する全国計画及び第 17 条第 1 項に規定する都道府県計画をいう。

2 この法律において「公営住宅等」とは、次に掲げる住宅をいう。

- 一 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）
- 二 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する改良住宅
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構が貸し付ける資金によって建設、購入又は改良が行われる住宅
- 四 独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸又は譲渡を行う住宅
- 五 前各号に掲げるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設を行う住宅又は国若しくは地方公共団体が補助、貸付けその他の助成を行うことによりその建設の推進を図る住宅（現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等）

第 3 条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理（以下「供給等」という。）が図られることを旨として、行われなければならない。

（良好な居住環境の形成）

第 4 条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならない。

（居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進）

第 5 条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られることを旨として、行われなければならない。

（居住の安定の確保）

第6条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第7条 国及び地方公共団体は、第3条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、基本理念にのっとり、住宅の品質又は性能の維持及び向上に資する技術に関する研究開発を促進するとともに、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上を図るため、これらの技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（住宅関連事業者の責務）

第8条 住宅の供給等を業として行う者（以下「住宅関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが住宅の安全性その他の品質又は性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、住宅関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る住宅に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第9条 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、地域において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他の関係者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第10条 政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本的施策

（住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化）

第11条 国及び地方公共団体は、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした改築の促進、住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、住宅の管理に関する知識の普及及び情報の提供その他住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のために必要な施策を講ずるものとする。

(地域における居住環境の維持及び向上)

第12条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備)

第13条 国及び地方公共団体は、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られるよう、住宅関連事業者による住宅に関する正確かつ適切な情報の提供の促進、住宅の性能の表示に関する制度の普及その他住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給等、高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 住生活基本計画

(全国計画)

第15条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。

2 全国計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

三 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策であって基本的なものに関する事項

五 東京都、大阪府その他の住宅に対する需要が著しく多い都道府県として政令で定める都道府県における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、全国計画について第3項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。

6 前3項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画に係る政策の評価）

第16条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第1項の基本計画を定めるときは、同条第2項第6号の政策として、全国計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日から2年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

（都道府県計画）

第17条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

三 当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項

五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量

六 第15条第2項第5号の政令で定める都道府県にあっては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第5条第1項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項第5号に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

6 都道府県計画は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第2条第1項に規定する国土形成計画及び社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画との調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

8 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（住生活基本計画の実施）

第18条 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に即した公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、都道府県計画の実施並びに住宅関連事業者、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の者（以下この項において「住宅関連事業者等」という。）が住生活基本計画に即して行う住生活の安定の確保及び向上の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、住宅関連事業者等が住宅の供給等について講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社は、住宅の供給等又は住宅地の供給に関する事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力）

第19条 関係行政機関は、全国計画に即した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備その他の施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。

（資料の提出等）

第20条 国土交通大臣は、全国計画の策定又は実施のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又は当該行政機関の所管に係る公営住宅等の供給等に関し意見を述べることができる。

第4章 雑則

（住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表）

第21条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（権限の委任）

第22条 この法律に規定する国土交通大臣及び厚生労働大臣の権限は、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより地方整備局長又は北海道開発局長にその一部を、厚生労働大臣の権限にあっては厚生労働省令で定めるところにより地方厚生局長にその全部又は一部を、それぞれ委任することができる。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

第5条 第17条第1項の規定により都道府県計画が定められるまでの間に、平成18年度の予算に係る公営住宅の整備等で緊急に実施する必要があるものとして、都道府県が関係市町村に協議するとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、同項の規定により定められた都道府県計画に基づく公営住宅の整備等とみなして、附則第3条の規定による改正後の公営住宅法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

(政令への委任)

第17条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成23年8月30日法律第105号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第81条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2. 住生活基本計画（全国計画）抜粋

□ 策定年次：平成 28 年 3 月閣議決定

□ 計画期間：平成 28 年度から平成 37 年度（10 年間）

□ 基本的な方針：3つの視点から、8つの目標を設定

（1）居住者からの視点

目標 1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

（2）住宅ストックからの視点

目標 4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築

目標 5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

目標 6 急増する空き家の活用・除却の推進

（3）産業・地域からの視点

目標 7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

目標 8 住宅地の魅力の維持・向上

□ 目標：

目標 1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

（1）結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備

（2）子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境を整備し、希望出生率 1.8 の実現につなげる

目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

（1）高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給

（2）高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現

目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

住宅を市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等（住宅確保要配慮者）が、安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現

目標 4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築

- (1) 「住宅購入でゴール」のいわゆる「住宅すごろく」を超えて、購入した住宅の維持管理やリフォームの適切な実施により、住宅の価値が低下せず、良質で魅力的な既存住宅として市場で評価され、流通することにより、資産として次の世代に承継されていく新たな流れ（新たな住宅循環システム）を創出
- (2) 既存住宅を良質で魅力的なものにするためのリフォーム投資の拡大と「資産として価値のある住宅」を活用した住み替え需要の喚起により、多様な居住ニーズに対応するとともに人口減少時代の住宅市場の新たな牽引力を創出

目標 5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

- (1) 約 900 万戸ある耐震性を満たさない住宅の建替え、省エネ性を満たさない住宅やバリアフリー化されていない住宅等のリフォームなどにより、安全で質の高い住宅ストックに更新
- (2) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る

目標 6 急増する空き家の活用・除却の推進

- (1) 空き家を賃貸、売却、他用途に活用するとともに、計画的な空き家の解体・撤去を推進し、空き家の増加を抑制
- (2) 地方圏においては特に空き家の増加が著しいため、空き家対策を総合的に推進し、地方創生に貢献

目標 7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

- (1) 後継者不足に加え少子化の影響で担い手不足が深刻化する中で、住生活産業の担い手を確保・育成し、地域経済を活性化するとともに、良質で安全な住宅を供給できる環境を実現
- (2) 住生活に関連する新しいビジネスを成長させ、居住者の利便性の向上とともに、経済成長に貢献

目標 8 住宅地の魅力の維持・向上

- (1) 地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、個々の住宅だけでなく、居住環境やコミュニティをより豊かなものにするを目指す
- (2) 国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進

□ 成果指標：

目標	指標名	基準値 (年度)	目標値 (年度)
1	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	【全国】 42% (H25) 【大都市圏】 37% (H25)	【全国】 50% (H37) 【大都市圏】 50% (H37)
2	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.1% (H26)	4% (H37)
	高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	77% (H26)	90% (H37)
	都市再生機構団地の地域の医療福祉拠点化	0 団地 (H27)	150 団地程度 (H37)
	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	おおむね 9 割 (H28～H37)	
	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41% (H25)	75% (H37)
3	最低居住面積水準未達率	4.2% (H25)	早期に解消
	都市再生機構団地の地域の医療福祉拠点化 (再掲)	0 団地 (H27)	150 団地程度 (H37)
	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率 (再掲)	おおむね 9 割 (H28～H37)	
4	既存住宅流通の市場規模	4 兆円 (H25)	8 兆円 (H37)
	既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合	5% (H26)	20% (H37)
	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.3% (H26)	20% (H37)
5	耐震基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率	18% (H25)	おおむね解消 (H37)
	リフォームの市場規模	7 兆円 (H25)	12 兆円 (H37)
	省エネ基準を充たす住宅ストックの割合	6% (H25)	20% (H37)
	マンションの建替え等の件数	約 250 件 (H26)	約 500 件 (H37)
	25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	46% (H25)	70% (H37)
6	空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合	0 割 (H26)	おおむね 8 割 (H37)
	賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	318 万戸 (H25)	400 万戸程度におさえる (H37)
7	リフォームの市場規模 (再掲)	7 兆円 (H25)	12 兆円 (H37)
	既存住宅流通の市場規模 (再掲)	4 兆円 (H25)	8 兆円 (H37)
8	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約 4,450ha (H27)	おおむね解消 (H32)
	都市再生機構団地の地域の医療福祉拠点化 (再掲)	0 団地 (H27)	150 団地程度 (H37)
	建替え等が行われる公的賃貸住宅団地における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率 (再掲)	おおむね 9 割 (H28～H37)	

3. 計画策定の経過

□ 住生活基本計画検討委員会等の経過

項 目	時 期	内 容
市民アンケート調査	平成 28 年 9 月	・ 市民の住まいや周辺環境に対する意識等を調査。 ・ 調査：市全域を対象に世帯主 2,000 人へ郵送。
第 1 回庁内検討委員会	11 月 2 日	(1) 木更津市住生活基本計画の概要と今後のスケジュールについて
第 1 回検討委員会	11 月 18 日	(2) 木更津市の住宅事情等の現状分析について (3) 市民アンケート調査について (4) 空家実態調査について (5) 木更津市の住宅関連施策の取組み状況について
空家所有者 アンケート調査	12 月	・ 空家の利活用意向等のアンケート調査。 ・ 調査：空家実態調査で空家と推定された一戸建住宅の所有者（約 1,000 件）へ郵送。
第 2 回庁内検討委員会	平成 29 年 2 月 10 日	(1) 住宅政策の課題と方向性について
第 2 回検討委員会	2 月 17 日	(2) 木更津市の将来像について (3) 空家等実態調査について
第 3 回庁内検討委員会	6 月 23 日	(1) 住生活基本計画における「将来像」と「基本目標」について
第 3 回検討委員会	7 月 5 日	(2) 施策体系について
第 4 回庁内検討委員会	9 月 26 日	(1) 木更津市住生活基本計画(素案)について
第 4 回検討委員会	10 月 27 日	
意見公募	平成 29 年 12 月～ 平成 30 年 1 月	木更津市住生活基本計画(素案)に係る意見公募（パブリック・コメント）の実施
第 5 回検討委員会	平成 30 年 2 月 2 日	(1) 木更津市住生活基本計画(案)について

□ 住生活基本計画検討委員会 委員名簿

区分		氏名 (敬称略)	所属・団体名
選出区分	委員会 役職		
学識経験者	委員長	中島 明子	和洋女子大学 名誉教授
	副委員長	寺木 彰浩	千葉工業大学 創造工学部 学部長
関係機関 からの推薦		山口 務	木更津市民生委員・児童委員協議会 理事
		山田 邦彦	千葉県建築士会君津支部 支部長
		山村 真哉	千葉県宅地建物取引業協会南総支部 支部長
		山口 嘉男	木更津市社会福祉協議会 副会長
		麻生 宗明 (H28. 11. 18～29. 3. 31) 太田 英生 (H29. 4. 1～)	千葉県県土整備部都市整備局住宅課 副課長
		白石 和義 (H28. 11. 18～H29. 6. 6) 富田 浩 (H29. 6. 7～)	木更津市 PTA 連絡協議会 会長
市民		荻原 薫	木更津市区長会連合会 副会長
		高木 厚行	木更津市区長会連合会 代議員

□ 庁内検討委員会

区分	所属	
委員長	住宅課	課長
委員	危機管理課	危機管理担当総括
	企画課	地域政策担当総括
	市民活動支援課	市民生活担当総括
	障害福祉課	障害福祉担当総括
	高齢者福祉課	計画推進担当総括
	子育て支援課	こども家庭担当総括
	環境管理課	計画・保全担当総括
	まち美化推進課	まち美化担当総括
	産業振興課	企業立地担当総括
	都市政策課	都市政策担当総括、開発審査指導担当総括
	市街地整備課	都市整備担当総括
	建築指導課	建築指導担当総括
	土木課	整備担当総括

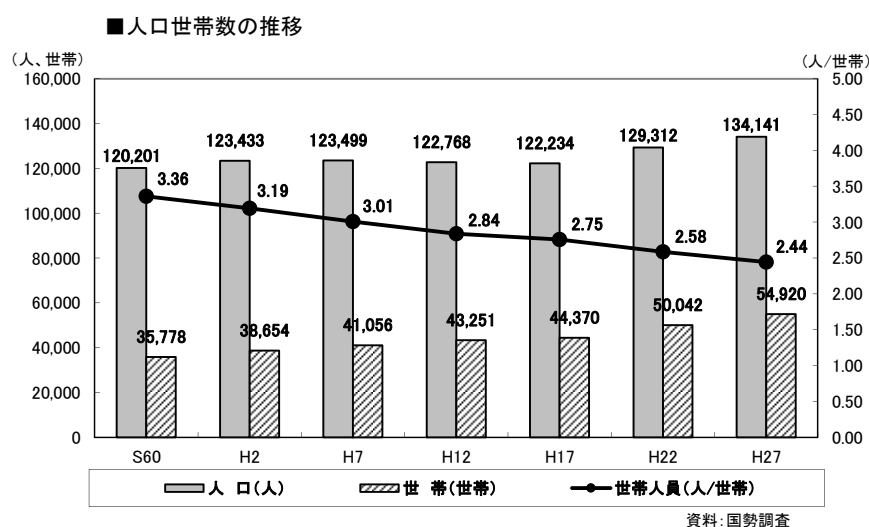
4. 住宅事情等の現状

1. 人口世帯の調査

1) 人口・世帯等の動向

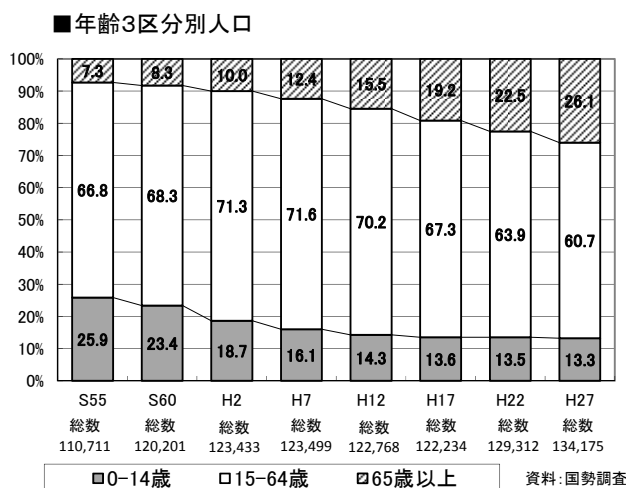
(1) 人口、世帯数の推移

国勢調査の昭和 60 年以降の人口世帯を下図のように整理しました。平成 27 年の人口は 134,141 人、世帯数は 54,920 世帯となっています。人口については、昭和 60 年から平成 7 年まで増加していましたが、平成 17 年にかけてやや減少した後、平成 27 年現在まで増加傾向を続けています。世帯数は昭和 60 年の 35,778 世帯から平成 27 年の 54,920 世帯へと大幅に増加しています。また、世帯分離や少子化の進行などにより、一世帯当たり人口は昭和 60 年の 3.36 人／世帯から平成 27 年の 2.44 人／世帯へと大きな減少を示しています。



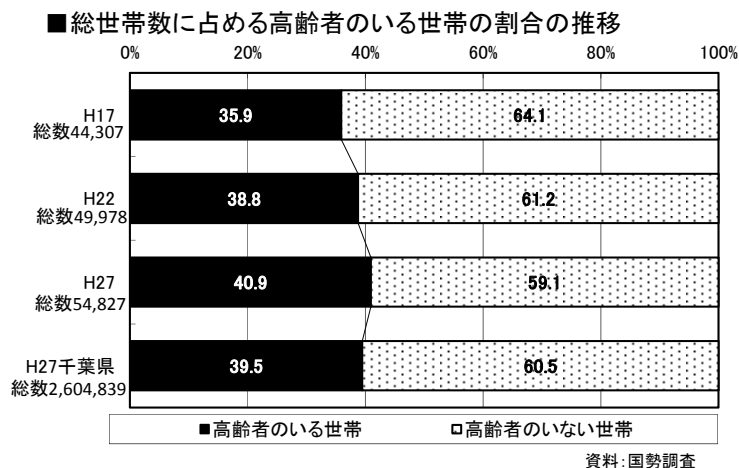
(2) 年齢3区分別人口比率の推移

平成 27 年の年齢 3 区分別人口の比率は、0～14 歳は 13.3%、15～64 歳は 60.7%、65 歳以上は 26.1%です。昭和 55 年からの推移をみると、0～14 歳の人口比率は昭和 55 年以降減少し、その一方 65 歳以上の人口比率は昭和 55 年以降増加しています。15～64 歳の人口比率は平成 7 年まで増加していましたが、その後減少しています。



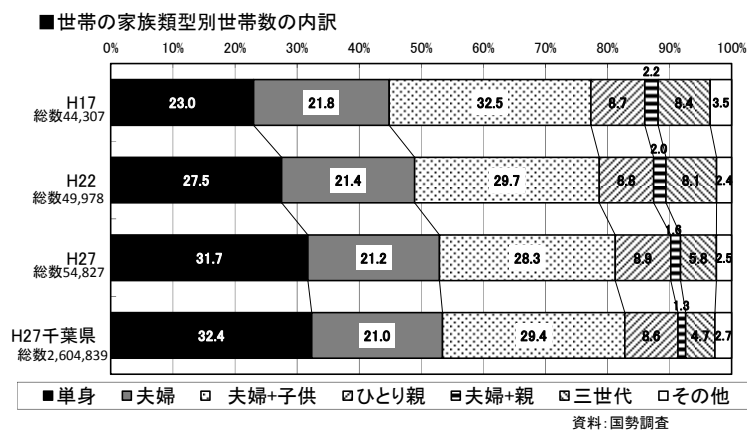
(3) 65 歳以上の高齢者のいる世帯数

総世帯数に占める 65 歳以上の高齢者のいる世帯数の割合の推移をみると平成 17 年の 35.9% から割合は増加傾向にあり、平成 27 年には 40.9% となっています。平成 27 年の割合を千葉県と比較すると 1.4 ポイント本市が高い割合となっています。



(4) 世帯の家族類型

世帯の家族類型では、平成 27 年を見ると、「単身」世帯が最も多く 31.7%、次いで、「夫婦+子供」世帯が 28.3%、「夫婦」世帯が 21.2% と続き、この 3 つを合わせて概ね 8 割を占めています。

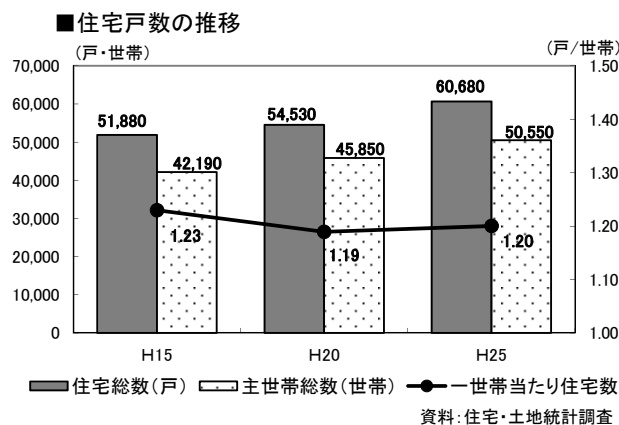


2. 住宅事情の調査

1) 住宅ストックの状況

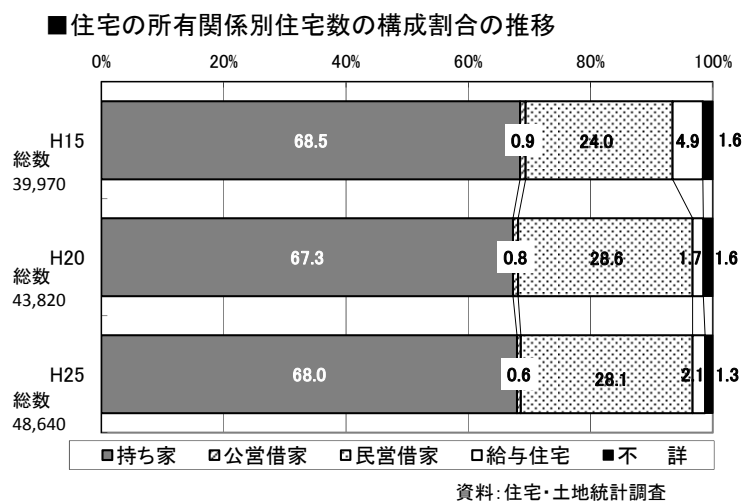
(1) 住宅戸数の推移

住宅総数は、平成 15 年の 51,880 戸から平成 25 年の 60,680 戸まで増加傾向を示し、主世帯総数は、平成 15 年の 42,190 世帯から平成 25 年の 50,550 世帯まで増加しています。



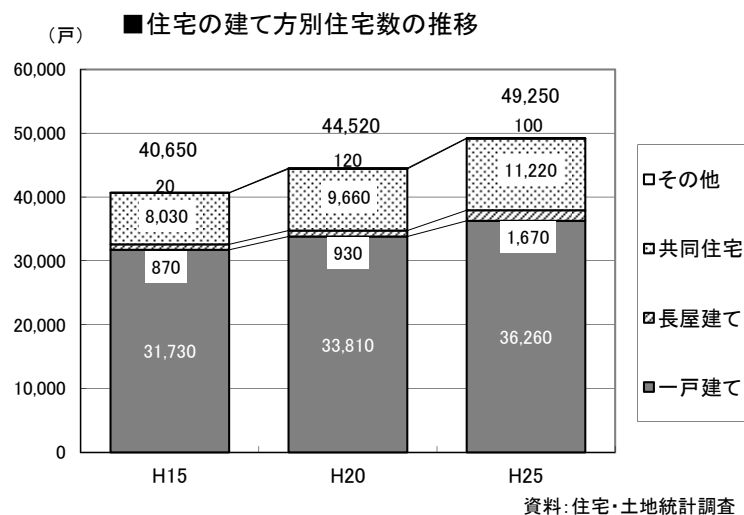
(2) 所有関係別住宅数の推移

住宅の所有関係別の住宅数の構成割合を見ると、平成 25 年では、持ち家が最も多く 68.0%、次いで、民営借家が 28.1%と続いています。



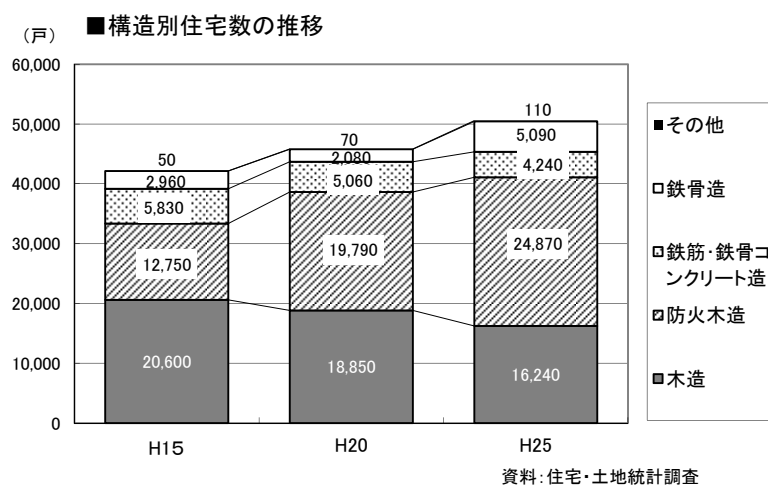
(3) 建て方別住宅数の推移

建て方別の住宅数の推移について見ると、最も多い一戸建ては平成15年が31,730戸で、平成25年には36,260戸となっています。共同住宅も平成15年の8,030戸から平成25年の11,220戸へと増加しています。これを、構成比で見ると、一戸建ては、平成15年の78.1%から平成25年の73.6%へとやや減少を示している一方で、共同住宅は、19.8%から22.8%へと増加を示しています。



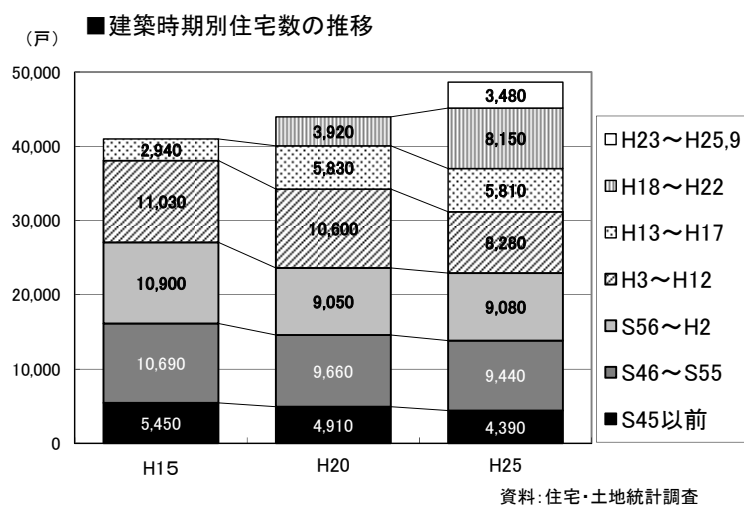
(4) 構造別住宅数の推移

住宅の構造については、平成15年では、木造が最も多く20,600戸で48.8%を占めていました。その後、木造は減少し、平成25年には16,240戸で32.1%となっています。木造に代わって増加を示したのが、防火木造で、平成15年の12,750戸、30.2%から平成25年の24,870戸、49.2%となっています。



(5) 建築時期別住宅数の推移

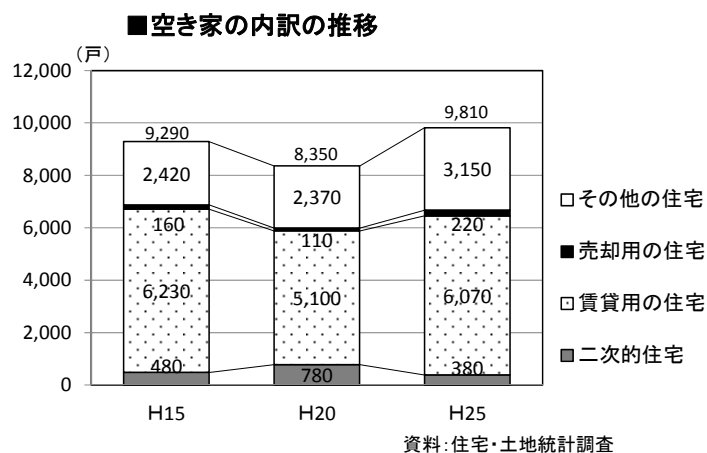
平成 25 年の建築時期別住宅数を見ると昭和 45 年以前は 4,390 戸の 9.0%、昭和 46～55 年は 9,440 戸の 19.4%で、新耐震基準以前建築(昭和 55 年以前)の住宅は 28.4%となっています。これを平成 15 年で見ると、昭和 45 年以前は 5,450 戸の 13.3%、昭和 46～55 年は 10,690 戸の 26.1%で、新耐震基準以前建築の住宅は 39.4%で、過去 10 年の間に 11.0 ポイントの減少となっています。



2) 空家の状況

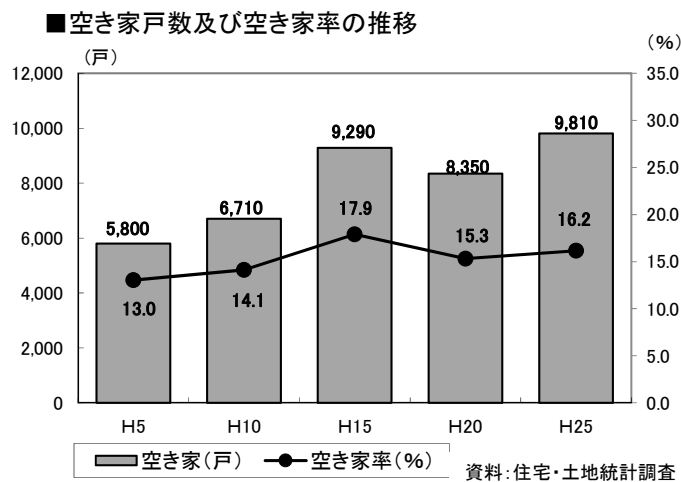
(1) 空家戸数の推移

住宅・土地統計調査による空家戸数については、平成 15 年の 9,290 戸から平成 20 年の 8,350 戸へ減少した後、平成 25 年には 9,810 戸と増加しています。平成 15～25 年の 10 年間では 520 戸の増加となっています。



(2) 空家率の推移

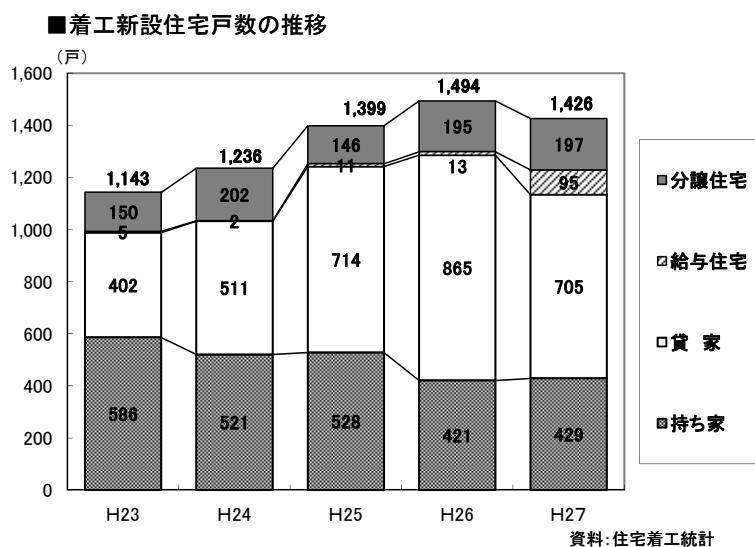
住宅・土地統計調査による空家率については、平成 5 年の 13.0%から平成 15 年の 17.9%まで増加し、平成 20 年に 15.3%とわずかに減少した後、平成 25 年には 16.2%と再び増加しています。



3. 住宅市場の調査

(1) 着工新設住宅戸数の推移

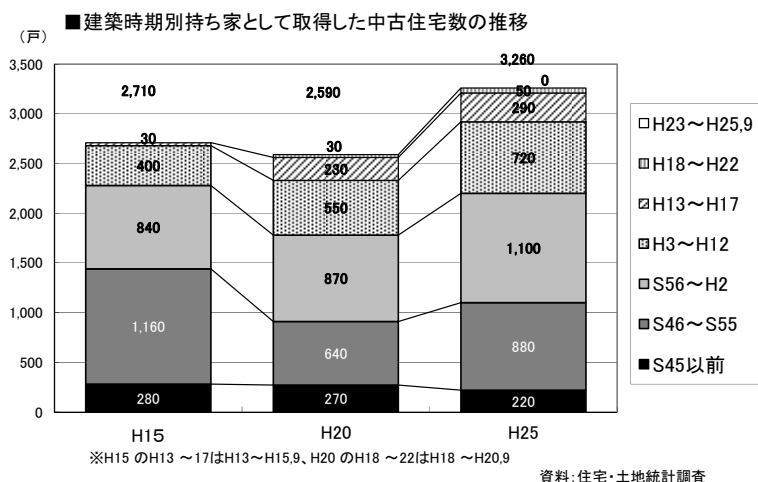
平成 27 年以前の過去 5 年間の着工新設住宅戸数を見ると、平成 26 年の 1,494 戸をピークに減少傾向を示しています。持ち家については、平成 23 年の 586 戸をピークに平成 27 年の 429 戸へと減少傾向を示しています。貸家については、平成 23 年の 402 戸から増加し続け、平成 25 年以降は持ち家よりも多くなり、平成 26 年の 865 戸をピークにやや減少を示しています。



(2) 中古住宅市場・流通の状況

持ち家として取得した中古住宅数の推移を見ると、平成 15 年の 2,710 戸から平成 20 年の 2,590 戸に減少を示した後、平成 25 年の 3,260 戸と大幅な増加を示しています。

建築時期別では、最も多くを占める期間が、平成 15 年時点の昭和 46～55 年、平成 20 年時点の昭和 56～平成 2 年、平成 25 年時点の昭和 56～平成 2 年ですが、平成 3～12 年も着実に戸数を伸ばしており、古く利用価値の低くなった住宅が市場から消失し、利用価値の高い住宅が市場に出回っている様子がうかがえます。



5. 市民アンケート調査の結果

□ 調査の目的

この調査は、市民の住まいや周辺環境に対する意識や意見・要望をアンケートにより聴取し、その結果を集計・分析することによって、本市の現状や課題を明確にし、住生活基本計画検討のための基礎資料とすることを目的としました。

□ 調査の概要

調査の概要は、以下の通りです。

○調査範囲：木更津市全域

○調査対象：本市に居住する世帯主で、住民基本台帳（平成 28 年 8 月現在）より無作為に抽出した 2,000 世帯

○調査時期：平成 28 年 9 月

○調査方法：郵送配布・郵送回収

□ 調査項目

アンケートの調査項目は、以下のような内容としました。

1. 現在のお住まいについて
2. 住宅や周辺環境の評価等について
3. 今後のお住まいについて
4. 木更津市の住宅施策について
5. あなたとご家族について

□ 回収状況

回収状況は、下表のとおりで、40.9%の回収率でした。

配 布 数	2,000 票
返 還 数	7 票
有効配布数	1,993 票
回 収 数	815 票
回 収 率	40.9%

□ 調査結果

(1) 現在のお住まいについてお尋ねします。

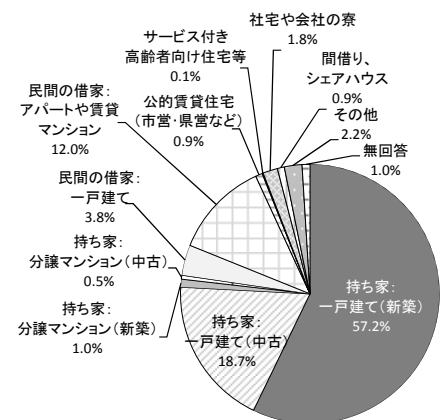
問 1. 現在のお住まいの状況についてお答えください。

【①所有関係と建て方】(1つに○)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 持ち家：一戸建て（新築） | 2. 持ち家：一戸建て（中古） |
| 3. 持ち家：分譲マンション（新築） | 4. 持ち家：分譲マンション（中古） |
| 5. 民間の借家：一戸建て | 6. 民間の借家：アパートや賃貸マンション |
| 7. 公的賃貸住宅（市営・県営など） | 8. サービス付き高齢者向け住宅等 |
| 9. 社宅や会社の寮 | 10. 間借り、シェアハウス |
| 11. その他（ | ） |

お住まいの所有関係と建て方を見ると、「持ち家：一戸建て（新築）」が 57.2%と 6 割近くを占めます。これに次いで、「持ち家：一戸建て（中古）」が 18.7%と続き、持ち家を合わせると 77.4%を占めます。一戸建ての合計を見ると 79.7%となります。

共同住宅を見ると、持ち家のマンションは新築、中古合わせても、1.5%、賃貸については、12.0%です。

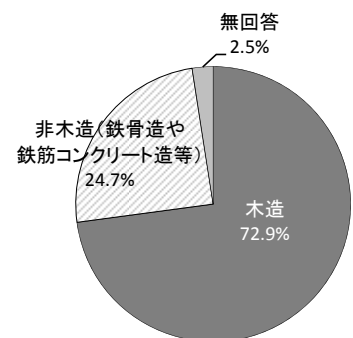


【②構造】(1つに○)

1. 木造

2. 非木造（鉄骨造や鉄筋コンクリート造等）

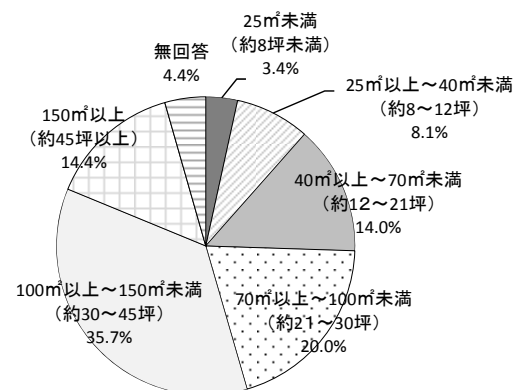
構造については、「木造」が 72.9%と半数以上を占め、「非木造」が、24.7%となっています。



【③住宅の広さ】(1つに○)

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1. 25 ㎡未満（約 8 坪未満） | 2. 25 ㎡以上～40 ㎡未満（約 8～12 坪） |
| 3. 40 ㎡以上～70 ㎡未満（約 12～21 坪） | 4. 70 ㎡以上～100 ㎡未満（約 21～30 坪） |
| 5. 100 ㎡以上～150 ㎡未満（約 30～45 坪） | 6. 150 ㎡以上（約 45 坪以上） |

住宅の広さについては、「100 ㎡以上～150 ㎡未満（約 30～45 坪）」が 35.7%と最も多く、次いで、「70 ㎡以上～100 ㎡未満（約 21～30 坪）」が 20.0%と続き、合わせて、70～150 ㎡が 6 割近くを占めています。

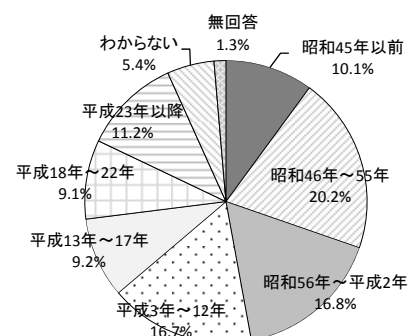


【④建築された時期】（1つに○）

- | | | |
|----------------|-----------------|-------------------|
| 1. 昭和 45 年以前 | 2. 昭和 46 年～55 年 | 3. 昭和 56 年～平成 2 年 |
| 4. 平成 3 年～12 年 | 5. 平成 13 年～17 年 | 6. 平成 18 年～22 年 |
| 7. 平成 23 年以降 | 8. わからない | |

建築された時期を見ると、最も古い「昭和 45 年以前」は、10.1%で、次いで古い「昭和 46 年～55 年」は 20.2%で、新耐震設計基準以前の昭和 55 年以前の合計を見ると、30.3%を占めています。

一方、概ね過去 10 年以内の平成 18 年以降の合計を見ると 20.3%となっています。



【⑤月々の住居費】（1つに○）

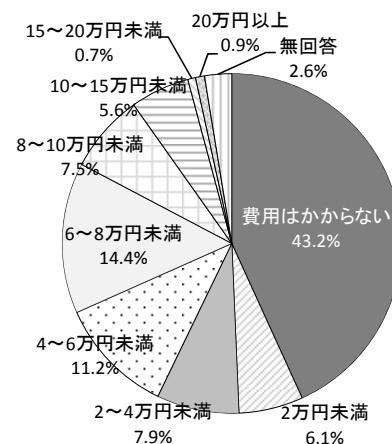
（住宅ローンの月平均返済額や月々の家賃。管理費や修繕積立金等を含みます）

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 費用はかからない | 2. 2 万円未満 | 3. 2～4 万円未満 |
| 4. 4～6 万円未満 | 5. 6～8 万円未満 | 6. 8～10 万円未満 |
| 7. 10～15 万円未満 | 8. 15～20 万円未満 | 9. 20 万円以上 |

月々の住居費については、一戸建て持ち家が多く占めることから、「費用はかからない」の割合が、43.2%と最も多くを占めています。

一方、最も高い「20 万円以上」は、0.9%、これに次ぐ「15～20 万円未満」が、0.7%を示しています。

「費用はかからない」以外では、「6～8 万円未満」が 14.4%と最も多く、次いで、「4～6 万円未満」の 11.2%と続いています。



(2) 住宅や周辺環境の評価等についてお尋ねします。

問2. 現在のお住まいについてどのように感じですか。

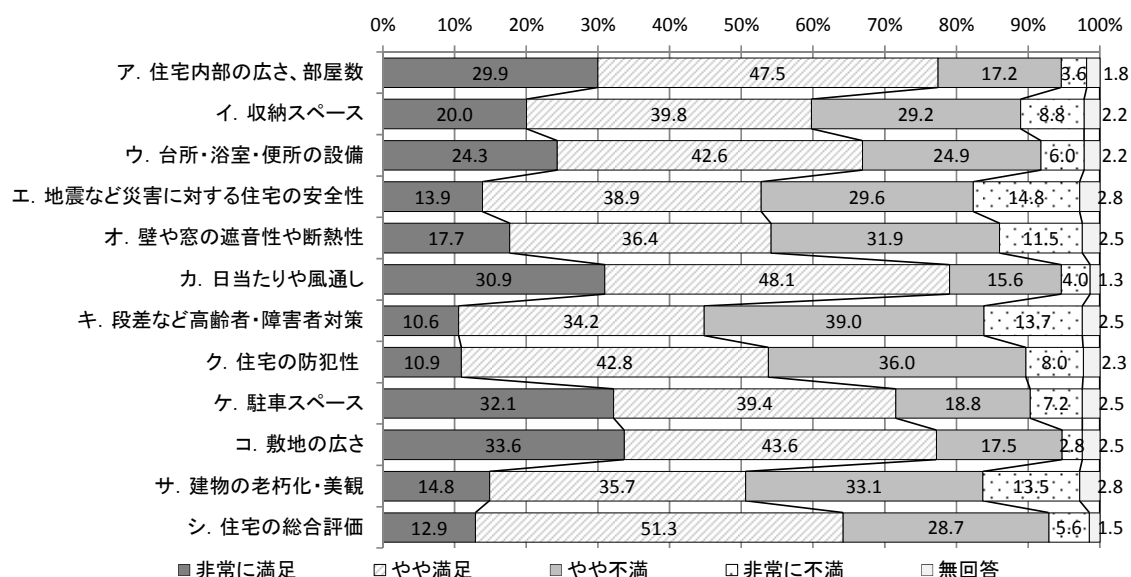
(ア～シの項目ごとに、4段階の番号に1つだけ○をつけてください)

	非常に満足	やや満足	やや不満	非常に不満
ア. 住宅内部の広さ、部屋数	1	2	3	4
イ. 収納スペース	1	2	3	4
ウ. 台所・浴室・便所の設備	1	2	3	4
エ. 地震など災害に対する住宅の安全性	1	2	3	4
オ. 壁や窓の遮音性や断熱性	1	2	3	4
カ. 日当たりや風通し	1	2	3	4
キ. 段差など高齢者・障害者対策	1	2	3	4
ク. 住宅の防犯性	1	2	3	4
ケ. 駐車スペース	1	2	3	4
コ. 敷地の広さ	1	2	3	4
サ. 建物の老朽化・美観	1	2	3	4
シ. 住宅の総合評価	1	2	3	4

住宅の評価を見ると、「シ. 住宅の総合評価」については、やや満足が51.3%で半分以上を占めており、非常に満足の12.9%と合わせて、満足の傾向が64.2%となっています。

項目別で「非常に満足」を見ると、「コ. 敷地の広さ」の33.6%、「ケ. 駐車スペース」32.1%、「カ. 日当たりや風通し」30.9%、「ア. 住宅内部の広さ、部屋数」29.9%の順となっており、やや満足を合わせて、満足の傾向は7割を超えています。

一方、「非常に不満」を見ると、「エ. 地震など災害に対する住宅の安全性」14.8%、「キ. 段差など高齢者・障害者対策」13.7%、「サ. 建物の老朽化・美観」13.5%の順で、「キ. 段差など高齢者・障害者対策」は、やや不満を合わせて、不満の傾向は5割を超えています。



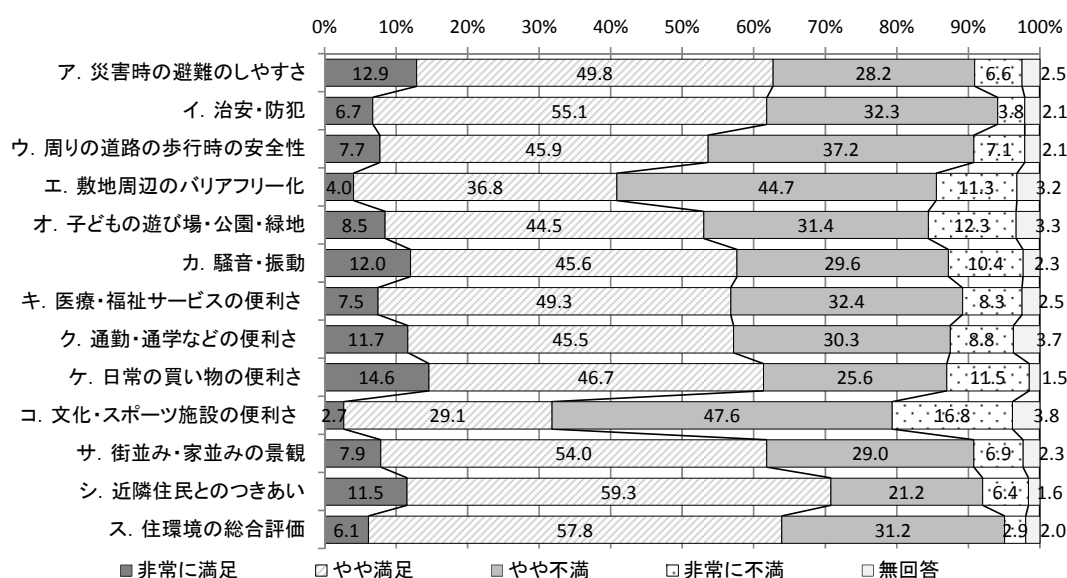
問3. 現在お住まいの周りの環境についてどのように感じですか。
(ア～スの項目ごとに、4段階の番号に1つだけ○をつけてください)

	非常に満足	やや満足	やや不満	非常に不満
ア. 災害時の避難のしやすさ	1	2	3	4
イ. 治安・防犯	1	2	3	4
ウ. 周りの道路の歩行時の安全性	1	2	3	4
エ. 敷地周辺のバリアフリー化	1	2	3	4
オ. 子どもの遊び場・公園・緑地	1	2	3	4
カ. 騒音・振動	1	2	3	4
キ. 医療・福祉サービスの便利さ	1	2	3	4
ク. 通勤・通学などの便利さ	1	2	3	4
ケ. 日常の買い物の便利さ	1	2	3	4
コ. 文化・スポーツ施設の便利さ	1	2	3	4
サ. 街並み・家並みの景観	1	2	3	4
シ. 近隣住民とのつきあい	1	2	3	4
ス. 住環境の総合評価	1	2	3	4

住まいまわりの環境の評価を見ると、「ス. 住環境の総合評価」については、やや満足が57.8%で半分以上を占めており、非常に満足の6.1%と合わせて、満足の傾向が63.9%となっています。

項目別で「非常に満足」を見ると、「ケ. 日常の買い物の便利さ」の14.6%、「ア. 災害時の避難のしやすさ」12.9%、「カ. 騒音・振動」12.0%、「ク. 通勤・通学の便利さ」11.7%、「シ. 近隣住民とのつきあい」11.5%の順となっており、「シ. 近隣住民とのつきあい」については、やや満足を合わせて、満足の傾向が7割を超えています。

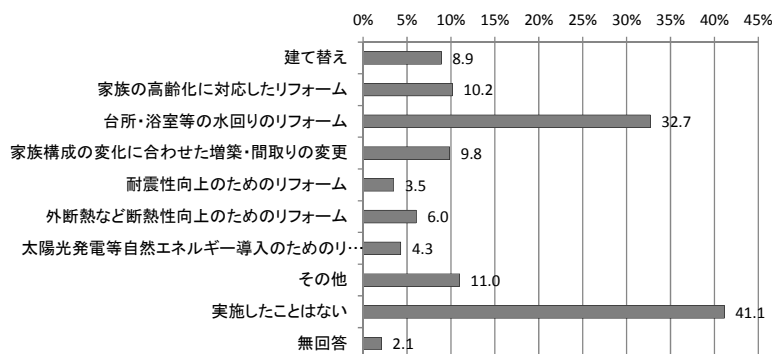
一方、「非常に不満」を見ると、「コ. 文化・スポーツ施設の便利さ」16.8%、「オ. 子どもの遊び場・公園・緑地」12.3%、「ケ. 日常の買い物の便利さ」11.5%、「エ. 敷地周辺のバリアフリー化」11.3%、「カ. 騒音・振動」10.4%の順で、「コ. 文化・スポーツ施設の便利さ」については、やや不満を合わせて、不満の傾向が6割を超えています。



問4. 持ち家の方だけにお尋ねします。建て替えや改修（リフォーム）工事の実施経験についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1. 建て替え | 2. 家族の高齢化に対応したリフォーム |
| 3. 台所・浴室等の水回りのリフォーム | 4. 家族構成の変化に合わせた増築・間取りの変更 |
| 5. 耐震性向上のためのリフォーム | 6. 外断熱など断熱性向上のためのリフォーム |
| 7. 太陽光発電等自然エネルギー導入のためのリフォーム | |
| 8. その他（ ） | 9. 実施したことはない |

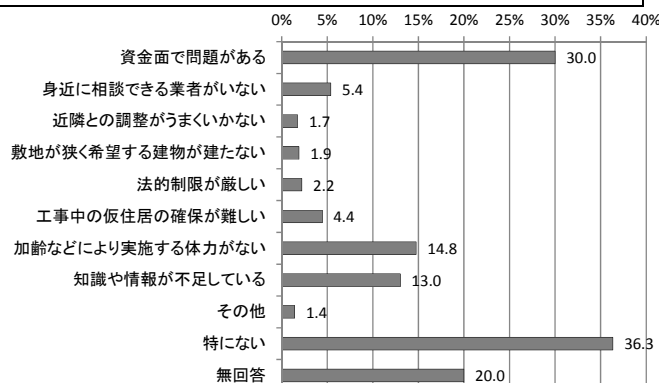
持ち家についての、建て替えや改修工事については概ね4割が、「実施したことはない」となっています。実施した中では、「台所・浴室等の水回りのリフォーム」の32.7%が最も高い割合を占めており、他は、当該項目より大幅に低い割合となっています。



問5. 建て替えや改修（リフォーム）工事の実施に際して困ったことについてお答えください。（3つまで○）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 資金面で問題がある | 2. 身近に相談できる業者がない |
| 3. 近隣との調整がうまくいかない | 4. 敷地が狭く希望する建物が建たない |
| 5. 法的制限が厳しい | 6. 工事中の仮住居の確保が難しい |
| 7. 加齢などにより実施する体力がない | 8. 知識や情報が不足している |
| 9. その他（ ） | |
| 10. 特になし | |

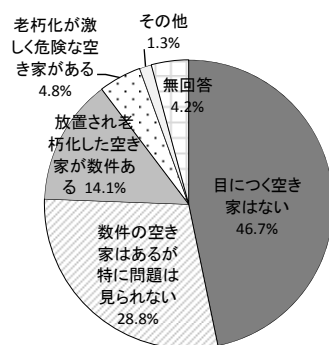
工事実施に当たって困ったことについては、「特になし」が最も高く36.3%です。実際に困っていることとしては、「資金面で問題がある」が30.0%と高くなっています。



問6. あなたのお住まいの周りの空家の状況についてお尋ねします。（1つに○）

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. 目につく空家はない | 2. 数件の空家はあるが特に問題は見られない |
| 3. 放置され老朽化した空家が数件ある | 4. 老朽化が激しく危険な空家がある |
| 5. その他（ ） | |

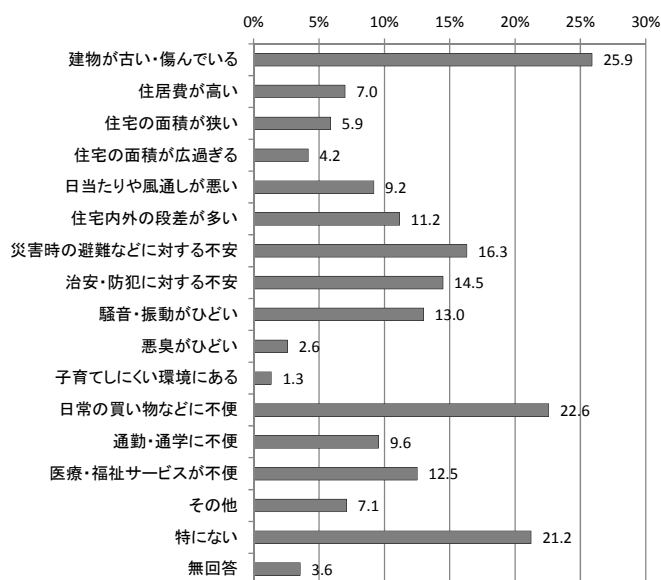
周辺の空家については、「目につく空家はない」が46.7%、「数件の空家はあるが特に問題は見られない」が28.8%で、その一方で、「老朽化が激しく危険な空家がある」が4.8%となっており、問題のある空家はあまり見られないことがわかります。



問7. 住宅・住環境について困っていることはありますか。(3つまで○)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 建物が古い・傷んでいる | 2. 住居費が高い |
| 3. 住宅の面積が狭い | 4. 住宅の面積が広過ぎる |
| 5. 日当たりや風通しが悪い | 6. 住宅内外の段差が多い |
| 7. 災害時の避難などに対する不安 | 8. 治安・防犯に対する不安 |
| 9. 騒音・振動がひどい | 10. 悪臭がひどい |
| 11. 子育てしにくい環境にある | 12. 日常の買い物などに不便 |
| 13. 通勤・通学に不便 | 14. 医療・福祉サービスが不便 |
| 15. その他 () | 16. 特にない |

住宅・住環境についての困りごとについては、
「建物が古い・傷んでいる」の25.9%が最も高く、次いで「日常の買い物などに不便」の22.6%となっています。



(3) 今後の住まいについてお尋ねします。

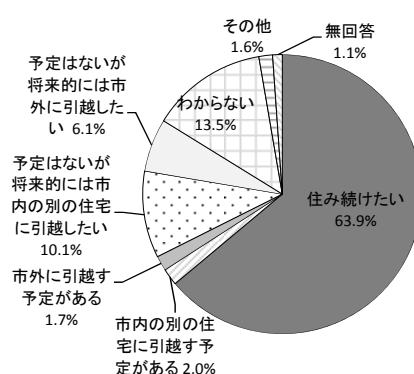
問8. あなたは現在のお住まい(建て替えた場合も含む)に住み続けたいと思いますか。(1つに○)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1. 住み続けたい | 2. 市内の別の住宅に引越す予定がある |
| 3. 市外に引越す予定がある | 4. 予定はないが将来的には市内の別の住宅に引越したい |
| 5. 予定はないが将来的には市外に引越したい | 6. わからない |
| 7. その他 () | |

住み続けることについては、63.9%が「住み続けたい」と回答しています。

一方、引越す予定が決まっているとの回答は、「市内の別の住宅に引越す予定がある」の2.0%、「市外に引越す予定がある」の1.7%にとどまっています。

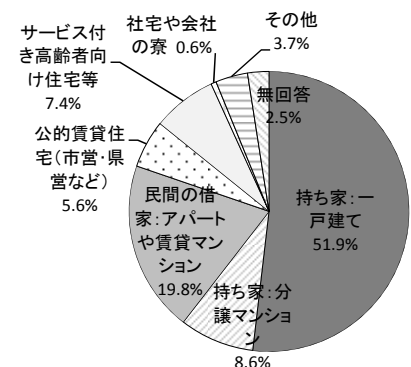
「予定はないが将来的には市外に引越したい」の6.1%と「市外に引越す予定がある」の1.7%を合わせても、市外への移転の希望は、7.8%となっています。



問9. 問8で2～5を選んだ方だけにお尋ねします。引越し先に希望する住宅タイプは何ですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 持ち家：一戸建て | 2. 持ち家：分譲マンション |
| 3. 民間の借家：アパートや賃貸マンション | 4. 公的賃貸住宅（市営・県営など） |
| 5. サービス付き高齢者向け住宅等 | 6. 社宅や会社の寮 |
| 7. その他（ | ） |

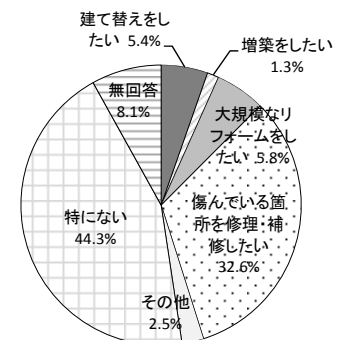
引越す場合の住宅タイプについては、「持ち家：一戸建て」が51.9%と半数以上を占めています。「持ち家：分譲マンション」については、8.6%となっています。



問10. 問8で1を選んだ方のうち、持ち家を所有する方だけにお尋ねします。建て替えや改修（リフォーム）の希望はありますか。(1つに○)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 建て替えをしたい | 2. 増築をしたい |
| 3. 大規模なリフォームをしたい | 4. 傷んでいる箇所を修理・補修したい |
| 5. その他（ | ） |
| 6. 特にない | |

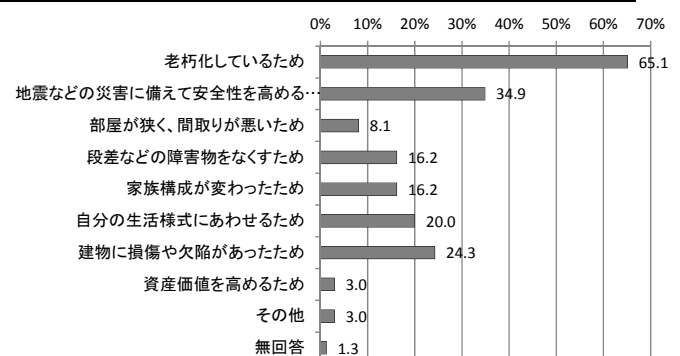
持ち家一戸建てを希望する持ち家所有者の現在の建て替え、改修の希望については、「特にない」が44.3%で、「傷んでいる箇所を修理・補修したい」が32.6%で、「大規模なリフォームをしたい」が5.8%、「建て替えをしたい」が5.4%となっています。



問11. 問10で1～4を選んだ方だけにお尋ねします。建て替えや改修（リフォーム）を希望する理由は何ですか。(3つまで○)

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 老朽化しているため | 2. 地震などの災害に備えて安全性を高めるため |
| 3. 部屋が狭く、間取りが悪いため | 4. 段差などの障害物をなくすため |
| 5. 家族構成が変わったため | 6. 自分の生活様式にあわせるため |
| 7. 建物に損傷や欠陥があったため | 8. 資産価値を高めるため |
| 9. その他（ | ） |

前の問で建て替えや改修を選んだ理由としては、「老朽化しているため」が最も高く65.1%、次いで、「地震などの災害に備えて安全性を高めるため」の34.9%となっています。



(4) 木更津市の住宅施策についてお尋ねします。

問 1 2. 住宅・住環境に関する行政の取組についてお尋ねします。

【①満足度】

これまでの住宅・住環境の問題に関する行政の取組について、満足している分野、不満な分野を、下の1～20の中からそれぞれ上位3つまでお選びください。

満 足	:	1 番目 ()	2 番目 ()	3 番目 ()
不 満	:	1 番目 ()	2 番目 ()	3 番目 ()

【②重要度】

今後、住宅・住環境の問題に関して行政が特に力を入れるべきだと思う分野を、下の1～20の中から上位3つまでお選びください。

1 番目 ()	2 番目 ()	3 番目 ()
----------	----------	----------

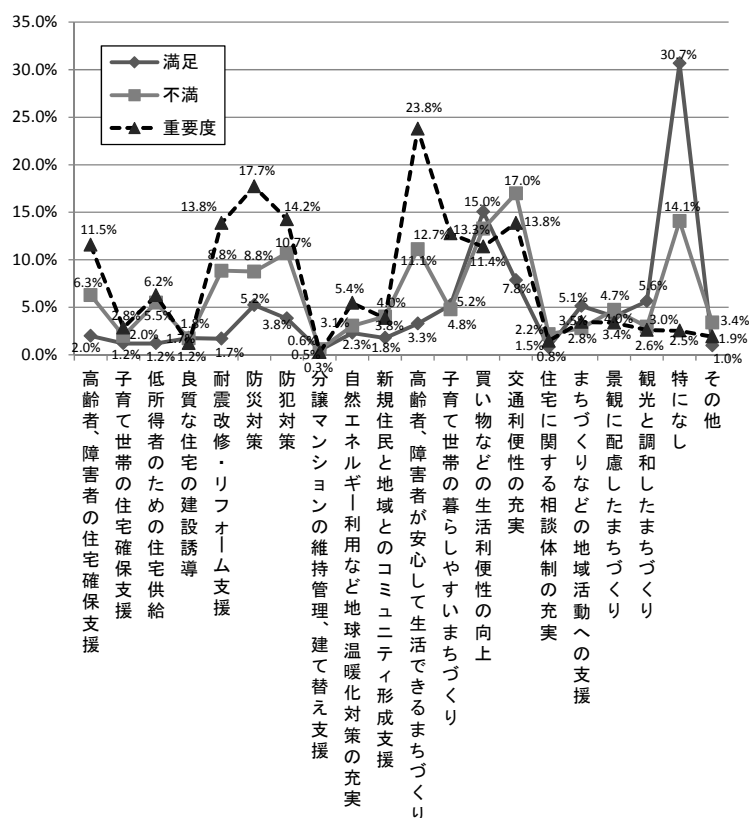
1. 高齢者、障害者の住宅確保支援	2. 子育て世帯の住宅確保支援
3. 低所得者のための住宅供給	4. 良質な住宅の建設誘導
5. 耐震改修・リフォーム支援	6. 防災対策
7. 防犯対策	8. 分譲マンションの維持管理、建て替え支援
9. 自然エネルギー利用など地球温暖化対策の充実	10. 新規住民と地域とのコミュニティ形成支援
11. 高齢者、障害者が安心して生活できるまちづくり	12. 子育て世帯の暮らしやすいまちづくり
13. 買い物などの生活利便性の向上	14. 交通利便性の充実
15. 住宅に関する相談体制の充実	16. まちづくりなどの地域活動への支援
17. 景観に配慮したまちづくり	18. 観光と調和したまちづくり
19. 特になし	20. その他 ()

「満足」については、「特になし」の30.7%が最も多く、次いで「買い物などの生活利便性の向上」の15.0%の順となっています。

「不満」については、「交通利便性の充実」の17.0%が最も多く、次いで「特になし」の14.1%、「買い物などの生活利便性の向上」の13.3%、「高齢者、障害者が安心して生活できるまちづくり」の11.1%、「防犯対策」の10.7%の順となっています。

「重要度」については、「高齢者、障害者が安心して生活できるまちづくり」の23.8%が最も多く、次いで「防災対策」の17.7%、「防犯対策」の14.2%、「耐震改修・リフォーム支援」「交通利便性の充実」の13.8%、「子育て世帯の暮らしやすいまちづくり」の12.7%の順となっています。

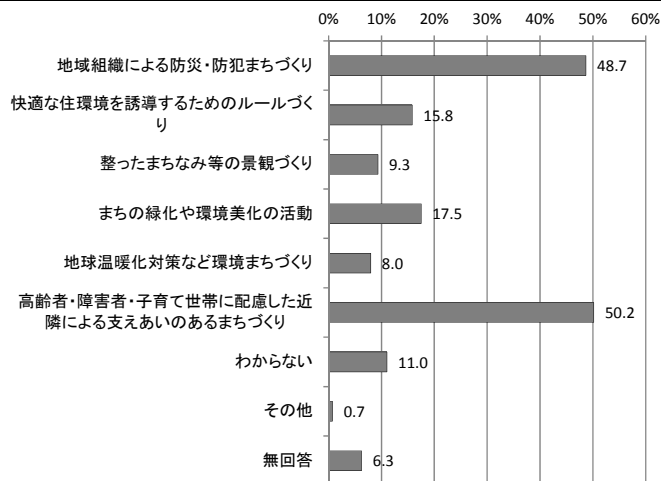
「満足」「不満」「重要度」の3つがそろって10%を超えているのは、「買い物などの生活利便性の向上」、「不満」「重要度」の2つが10%を超えているのは、「交通利便性の充実」「防犯対策」「高齢者、障害者が安心して生活できるまちづくり」の3項目です。



問 13. 住民主体で取組むことが望まれる分野についてお答えください。(2つまで○)

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 地域組織による防災・防犯まちづくり | 2. 快適な住環境を誘導するためのルールづくり |
| 3. 整ったまちなみ等の景観づくり | 4. まちの緑化や環境美化の活動 |
| 5. 地球温暖化対策など環境まちづくり | 6. 高齢者・障害者・子育て世帯に配慮した近隣による
支えあいのあるまちづくり |
| 7. わからない | 8. その他 () |

住民主体での取り組みが望まれる分野としては、「高齢者・障害者・子育て世帯に配慮した近隣による支えあいのあるまちづくり」の50.2%が最も高く、「地域組織による防災・防犯まちづくり」の48.7%が僅差で並んでいます。

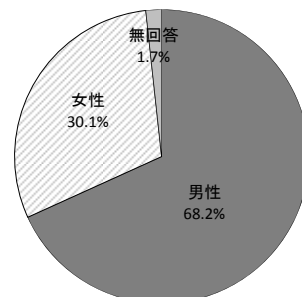


(5) あなたとご家族についてお尋ねします。

F 1. あなたの性別はどちらですか。(1つに○)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

ご回答いただいた世帯主の性別は、男性が68.2%、女性が30.1%です。

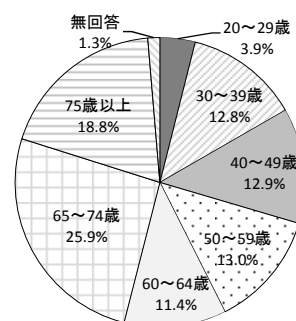


F 2. あなたの年齢はおいくつですか。(1つに○)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20～29歳 | 2. 30～39歳 | 3. 40～49歳 |
| 4. 50～59歳 | 5. 60～64歳 | 6. 65～74歳 |
| 7. 75歳以上 | | |

年齢を見ると、「65～74歳」が25.9%と最も多く、次いで、「75歳以上」が18.8%と続き、65歳以上の合計が44.7%を占めています。

一方、最も若い「20～29歳」は3.9%でした。

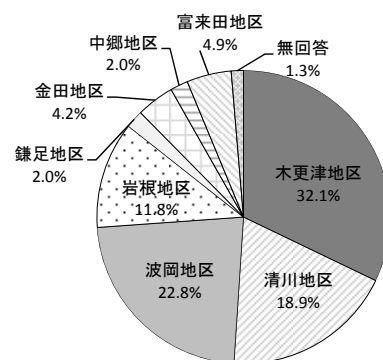


F 3. あなたが現在お住まいの地区はどちらですか。(1つに○)

1. 木更津地区 (新田、富士見、中央、新宿、吾妻、朝日、木更津、東中央、大和、文京、請西、請西東、請西南、真舟、太田、東太田、貝渕、潮見、幸町、桜町、桜井、桜井新町、中の島、潮浜、木材港、築地)
2. 清川地区 (長須賀、永井作、清見台、清見台東、清見台南、祇園、菅生、清川、椿、笹子、日の出町、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野)
3. 波岡地区 (畑沢、畑沢南、港南台、小浜、大久保、上烏田、中烏田、下烏田、八幡台、羽鳥野)
4. 岩根地区 (岩根、西岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町、万石、久津間、江川、中里)
5. 鎌足地区 (矢那、草敷、かずさ鎌足)
6. 金田地区 (中島、瓜倉、畔戸、牛込、中野、北浜町、金田東)
7. 中郷地区 (上望陀、下望陀、有吉、大寺、十日市場、井尻、曾根、牛袋野、牛袋)
8. 富来田地区 (大稲、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、真里谷、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸、下宮田)

お住まいの地区の状況は、「木更津地区」が最も多く 32.1%、次いで、「波岡地区」の 22.8%、「清川地区」の 18.9%、「岩根地区」の 11.8%と続いています。

一方、「鎌足地区」「中郷地区」が 2.0%と最も低い割合となっています。

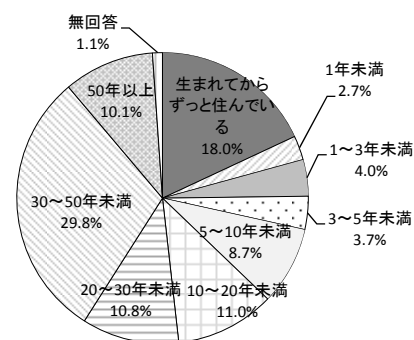


F 4. あなたが木更津市にお住まいになって何年になりますか。(1つに○)

- | | | |
|-------------------|-------------|-------------|
| 1. 生まれてからずっと住んでいる | 2. 1年未満 | 3. 1～3年未満 |
| 4. 3～5年未満 | 5. 5～10年未満 | 6. 10～20年未満 |
| 7. 20～30年未満 | 8. 30～50年未満 | 9. 50年以上 |

本市における居住年数を見ると、「生まれてからずっと住んでいる」が 18.0%を占めていますが、「30～50年未満」が 29.8%を占めています。

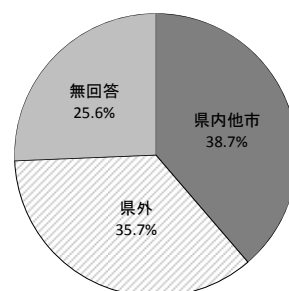
一方、居住年数の浅い「1年未満」は 2.7%、「1～3年未満」は 4.0%、「3～5年未満」3.7%となっています。



F 5. F 4で1と回答した方以外にお尋ねします。あなたが木更津市にお住まいになる前にどこに住んでいましたか。(どちらか一方に○をつけ、具体的な内容をお書きください。)

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 県内他市 | (市町村名) |
| 2. 県外 | (①都道府県名 ②市町村名) |

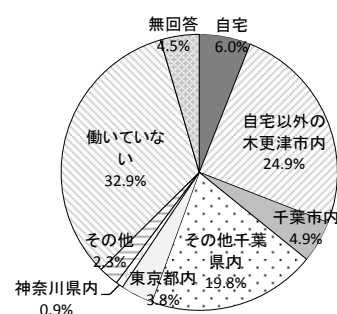
木更津市外から移り住んだ人の従前の居住地としては、「県内他市」が38.7%、「県外」が35.7%で、わずかに県内が多いことがわかります。



F 6. 勤務先等はどちらになりますか。(1つに○)

- | | | |
|------------|---------------|----------|
| 1. 自宅 | 2. 自宅以外の木更津市内 | 3. 千葉市内 |
| 4. その他千葉県内 | 5. 東京都内 | 6. 神奈川県内 |
| 7. その他 () | 8. 働いていない | |

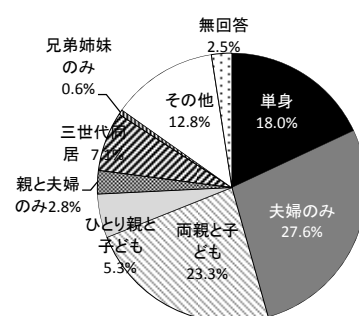
勤務先等については、「働いていない」が32.9%と最も多い割合を占めています。次いで、「自宅以外の木更津市内」の24.9%、「その他千葉県内」の19.8%が続いています。「自宅」については6.0%で、「自宅以外の木更津市内」と合わせ、木更津市内が3割を超えています。



F 7. あなたと同居するご家族の構成はどのようになっていますか。(1つに○)

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| 1. 単身 | 2. 夫婦のみ | 3. 両親と子ども |
| 4. ひとり親と子ども | 5. 親と夫婦のみ | 6. 三世代同居 |
| 7. 兄弟姉妹のみ | 8. その他 () | |

家族構成では、「夫婦のみ」が27.6%と最も多く、次いで、「両親と子ども」の23.3%、「単身」の18.0%が続いています。「三世代同居」については、7.1%にとどまっています。

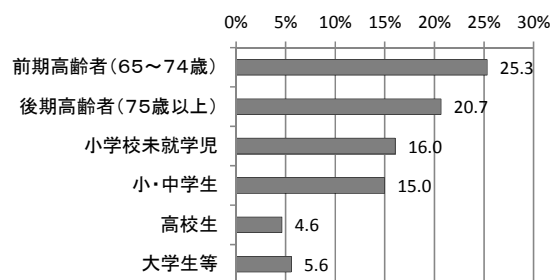


F 8. あなたと同居するご家族の中に次の方はおられますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|------------------|-----------------|------------|
| 1. 前期高齢者（65～74歳） | 2. 後期高齢者（75歳以上） | 3. 小学校未就学児 |
| 4. 小・中学生 | 5. 高校生 | 6. 大学生等 |

単身世帯以外の同居家族については、今回の調査で
選択肢として挙げた中では、「前期高齢者（65～74歳）」の25.3%が他を大きく離して最も高い割合となっています。

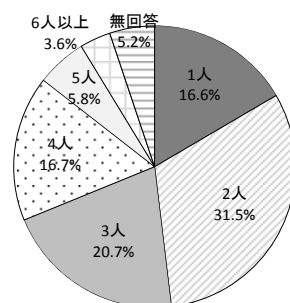
次いで、「後期高齢者（75歳以上）」20.7%、「小学校未就学児」16.0%、「小・中学生」の15.0%と続いています。



F 9. あなたと同居するご家族の人数はあなた自身を含め何人ですか。(1つに○)

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 1. 1人 | 2. 2人 | 3. 3人 | 4. 4人 | 5. 5人 | 6. 6人以上 |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------|

家族の人数としては、「2人」が最も多く31.5%、次いで、「3人」の20.7%、「4人」の16.7%、「1人」の16.6%と続いています。





発行日：平成 30 年 3 月

発 行：木更津市

〒292-8501 木更津市朝日 3 丁目 10 番 19 号

電話：0438-23-7111（代表）

<http://www.city.kisarazu.lg.jp/>

編 集：都市整備部住宅課



ORGANIC CITY
KISARAZU

未来につながるまち